

議案第12号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、第6期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10人」を「12人」に改める。

第3条の2第1項第3号を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「1万8,000円」を「2万250円」に改め、同項第2号中「1万8,000円」を「2万9,250円」に改め、同項第3号から第6号を次のように改める。

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 3万1,500円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 3万6,000円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 4万5,000円

(6) 次のいずれかに該当する者 5万4,000円

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）

第4条第1項第7号中「5万4,000円」を「5万6,250円」に改め、同号イ中「125万円未満」を「190万円未満」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第9号ロ又は第10号ロ

に該当する者を除く。)

第4条第1項第8号中「5万6,200円」を「6万7,500円」に改め、同号イ中「125万円以上190万円未満」を「290万円未満」に改め、同号ロ中「又は次号ロに該当するものを除く」を「、次号ロ又は第10号ロに該当するものを除く」に改め、同項第9号中「6万7,500円」を「7万2,000円」に改め、同号イ中「190万円以上」を削り、同号ロ中「に該当するものを除く」を「又は次号ロに該当するものを除く」に改め、同項第10号中「7万8,700円」を「8万3,250円」に改め、同号を同項第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 7万8,750円

イ 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ（以下「被保護者等該当規定」という。）」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に改め、「属する月から」の次に「令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として」を加え、「被保護者該当規定による」を削る。

附則に次の1条を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を

図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の大口町介護保険条例第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(介護認定審査会の委員の定数)	(介護認定審査会の委員の定数)
第2条 大口町介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、 <u>12人</u> とする。	第2条 大口町介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、 <u>10人</u> とする。
(市町村特別給付)	(市町村特別給付)
第3条の2 町は、次に掲げる種類の市町村特別給付を行う。	第3条の2 町は、次に掲げる種類の市町村特別給付を行う。
(1) 介護用品購入支援費	(1) 介護用品購入支援費
(2) 介護保険在宅サービス利用支援費	(2) 介護保険在宅サービス利用支援費
	<u>(3) 介護保険在宅訪問理美容支援費</u>
2 略	2 略
(保険料率)	(保険料率)
第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>	第4条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万250円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>1万8,000円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2万9,250円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>1万8,000円</u>
(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 3万1,500円</u>	(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者のうち、本人の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円以下のもの 2万9,200円</u>
(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 3万6,000円</u>	(4) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者のうち、前号に該当しないもの 3万1,500円</u>
(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 4万5,000円</u>	(5) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者のうち、本人の合計所得金額が80万円以下の</u>

新	旧
<p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>5万4,000円</u></p> <p>イ <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>ロ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）</u></p>	<p><u>もの 3万6,000円</u></p> <p>(6) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者のうち、前号に該当しないもの 4万5,000円</u></p>
<p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>5万6,250円</u></p> <p>イ <u>合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>ロ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）</u></p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>5万4,000円</u></p> <p>イ <u>合計所得金額が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>ロ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）</u></p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>6万7,500円</u></p> <p>イ <u>合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>5万6,200円</u></p> <p>イ <u>合計所得金額が125万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>

新	旧
<p>いもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>、次号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。</u>）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>7万2,000円</u></p> <p>イ 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号ロに該当する者を除く。</u>）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>7万8,750円</u></p> <p>イ 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。</u>）</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>8万3,250円</u></p> <p>2 略</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p>	<p>にも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号ロに該当する者を除く。</u>）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>6万7,500円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>190万円以上</u>500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>に該当する者を除く。</u>）</p> <p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>7万8,700円</u></p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p>

新	旧
<p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料額の合算額とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p><u>（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</u></p> <p><u>第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。</u></p> <p><u>2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。</u></p> <p><u>3 法第115条の45第2項第5号に掲げる</u></p>	<p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロ（以下「被保護者等該当規定」という。）に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から月割により算定した被保護者該当規定による保険料額の合算額とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p><u>事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に行わず、平成30年4月1日から行うものとする。</u></p> <p>4 <u>法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に行わず、平成30年4月1日から行うものとする。</u></p>	

改正要旨

1 改正の趣旨

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第135号）並びに第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料等の改定を行うと共に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等について、経過措置を設けるため、条例を改正するものです。

2 改正概要

○第2条関係（介護認定審査会の委員の定数）

委員の定数を10人から12人とします。

○第3条の2関係（市町村特別給付）

市町村特別給付のうち、介護保険在宅訪問理美容支援費を削除します。

○第4条関係（保険料率）

介護保険料段階の区分を、第5期までの全10段階から全11段階に変更すると共に、一部保険料率の改定を行います。（別紙参照）

○附則第8条関係（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

介護予防・日常生活支援総合事業の各事業の実施日を定めます。

第1項 介護予防・日常生活支援総合事業 平成29年4月1日から

第2項 在宅医療・介護連携推進事業 平成30年4月1日から

第3項 生活支援・介護予防サービス事業 平成30年4月1日から

第4項 認知症施策の推進事業 平成30年4月1日から

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

大口町介護保険料比較表

第5期（H24～H26） 基準月額3,750円				第6期（H27～H29） 基準月額3,750円									
段階	対象者		保険料率	介護保険料	段階	対象者	保険料率	介護保険料	差額				
1	町民税非課税世帯	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.4	18,000	1	町民税非課税世帯	0.45 (0.4)	20,200 (18,000)	2,200				
2		合計所得と課税年金収入の合計80万円以下	0.4	18,000									
3		合計所得と課税年金収入の合計120万円以下	0.65	29,200									
4		合計所得と課税年金収入の合計120万円超	0.7	31,500									
5	町民税本人課税世帯	合計所得と課税年金収入の合計80万円以下	0.8	36,000	4	町民税本人課税世帯	0.8	36,000	0				
6		合計所得と課税年金収入の合計80万円超	1	45,000	5					合計所得と課税年金収入の合計80万円超	1	45,000	0
7	町民税本人課税	合計所得金額125万円未満	1.2	54,000	6	町民税本人課税	1.2	54,000	0				
8		合計所得金額125万円以上190万円未満	1.25	56,200	7					合計所得金額125万円以上190万円未満	1.25	56,200	0
9		合計所得金額190万円以上500万円未満	1.5	67,500	8					合計所得金額190万円以上290万円未満	1.5	67,500	0
					9					合計所得金額290万円以上500万円未満	1.6	72,000	4,500
10		合計所得金額500万円以上	1.75	78,700	10					合計所得金額500万円以上1,000万円未満	1.75	78,700	0
11	合計所得金額1,000万円以上				1.85	83,200	4,500						